公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

			随意契約によるこ					公益法人の場合			
物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結 した日	ととした会計法令 の根拠条文及び理 由(企画競争又は 公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法 人の区 分	国所管、 都道府 県所管 の区分	応札・ 応募 者数	備考
該当なし											

[※]公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

⁽注1)公表対象随意契約が単価契約である場合には、予定価格欄に契約単価を記載及び契約金額欄に予定調達総額を記載するとともに、備考欄に「単価契約」と記載すること。

⁽注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

⁽注3)予算決算及び会計令第99条第2号、3号、4号又は第7号の金額を超えないものは備考欄に「少額随契」と記載すること。